

地震発生時編

I 地震発生時における対応

1 学校における地震発生時の心得

学校において地震が起こった際、教職員は児童生徒等の安全確保に努めることが第一であることは論を待たないが、そのためには、あらゆる状況下においても、教職員の冷静で的確な指示・誘導等が求められる。そこで、地震発生時の下記留意事項について、十分に熟知しておく必要がある。

(1) 校舎は簡単にはつぶれない

阪神・淡路大震災では、神戸市を例にみても、全壊家屋67,000棟余り、半壊家屋55,000棟余りもの被害の中で、神戸市立の345校園中、倒壊したのは木造の園舎2園、大きく傾斜した校舎は2棟（2校）であったことから、一般家屋に比べ、校舎は簡単にはつぶれないことが実証された。したがって、建物の構造を正しく認識し、発災時には決してあわてないことである。

(2) どんな大きな地震でも1分とは続かない

震度6では、床が波打ち、歩くことはもちろん立っていることさえ困難である。
したがって、大揺れが収まるまで、机などの下に身を潜める以外に避難の方法がない。
なお、どんな大きな地震でも、建物を倒したりする地震の主要動は、1分とは続かないので、この1分を過ぎれば、まず安心である。

(3) 屋内にある重量物は、極めて危険である

ロッカー、本棚などは固定されていなければ、揺れにより勢いをつけて倒れ、また同様に台上のテレビなども固定されていなければ、揺れが増幅されて飛んでくる。

阪神・淡路大震災では、校長室に置かれていた大型の耐火書庫が倒れたり、音楽室のグランドピアノが激しく床を滑り動いた等の状況が見られている。

したがって、転倒・落下防止策を施すことはもちろんであるが、重量物の危険性を予測し、大地震の際には、このような危険物から可能な限り離れることが大切である。

(4) 大揺れが収まったら、状態に応じて行動する

建物は、最初の大揺れだけで損壊するのではなく、その後の振動で徐々に破壊されることも多い。
したがって、机の下に身を潜め、大揺れが収まった時点で、柱や壁に亀裂が生じるなど、建物に異常が認められた場合は、冷静かつ速やかに他の安全な場所に避難しなければならない。

(5) 屋外脱出時には、冷静な行動こそ最重要である

学校の建物は、人数の割に出入口が少ないため、昇降口や階段等での渋滞・混乱による危険もあり、また、途中の廊下・通路等にはガラスの破片や天井からの落下物も多く、通常の状態ではないことを想定しなければならない。(上履きは、絶対に不可欠である。)

したがって、脱出口をできるだけ多く確保すると同時に、脱出の際は、避難計画に基づいて冷静かつ速やかに行動することになるが、この時、前にいる者を絶対に押さないことが肝要である。

(6) 屋外も決して安全ではない

屋外では、建物の外装モルタルや瓦・ガラス等の落下、ブロック塀などの倒壊、崖崩れ、地割れ、液状化現象などが生じる危険があるので、これらを十分考慮の上、行動する必要がある。

(7) 避難時の所持品は邪魔になる

速やかに避難するためには、身軽でなければならない。

避難の際には、頭部は防災頭巾やヘルメット若しくは座布団等で保護する必要があるが、それ以外の所持品は持たないようにする。

(8) 津波の速度は極めて速い

大きな海底地震が発生した場合、早いところでは数分後に津波が襲来するといわれている。

したがって、海岸線に近い学校では、「大地震即津波」ということを絶えず念頭におき、ごく短時間のうちに高台又は校舎の屋上に避難する必要がある。

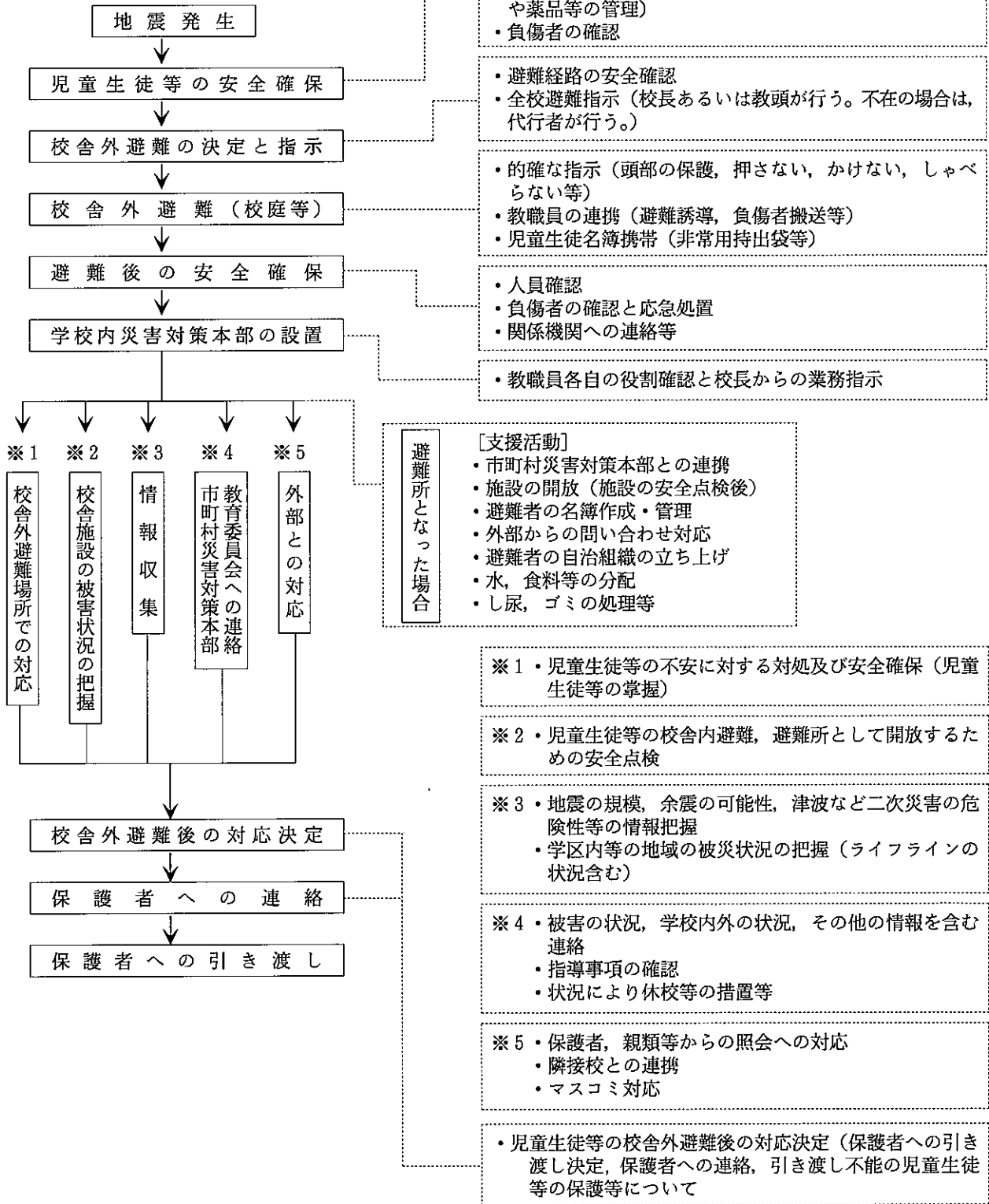
(9) 校外学習時や遠足時でも、地震による津波や崖崩れ等を考えておかなければならない

校外学習や遠足の場合は、あらかじめ周囲の地形などを十分把握し、学校職員が掌握できる範囲内で児童生徒等を活動させるとともに、地震を感知した時には携帯ラジオ等により、直ちに地震・津波情報をキャッチできるよう配慮する必要がある。

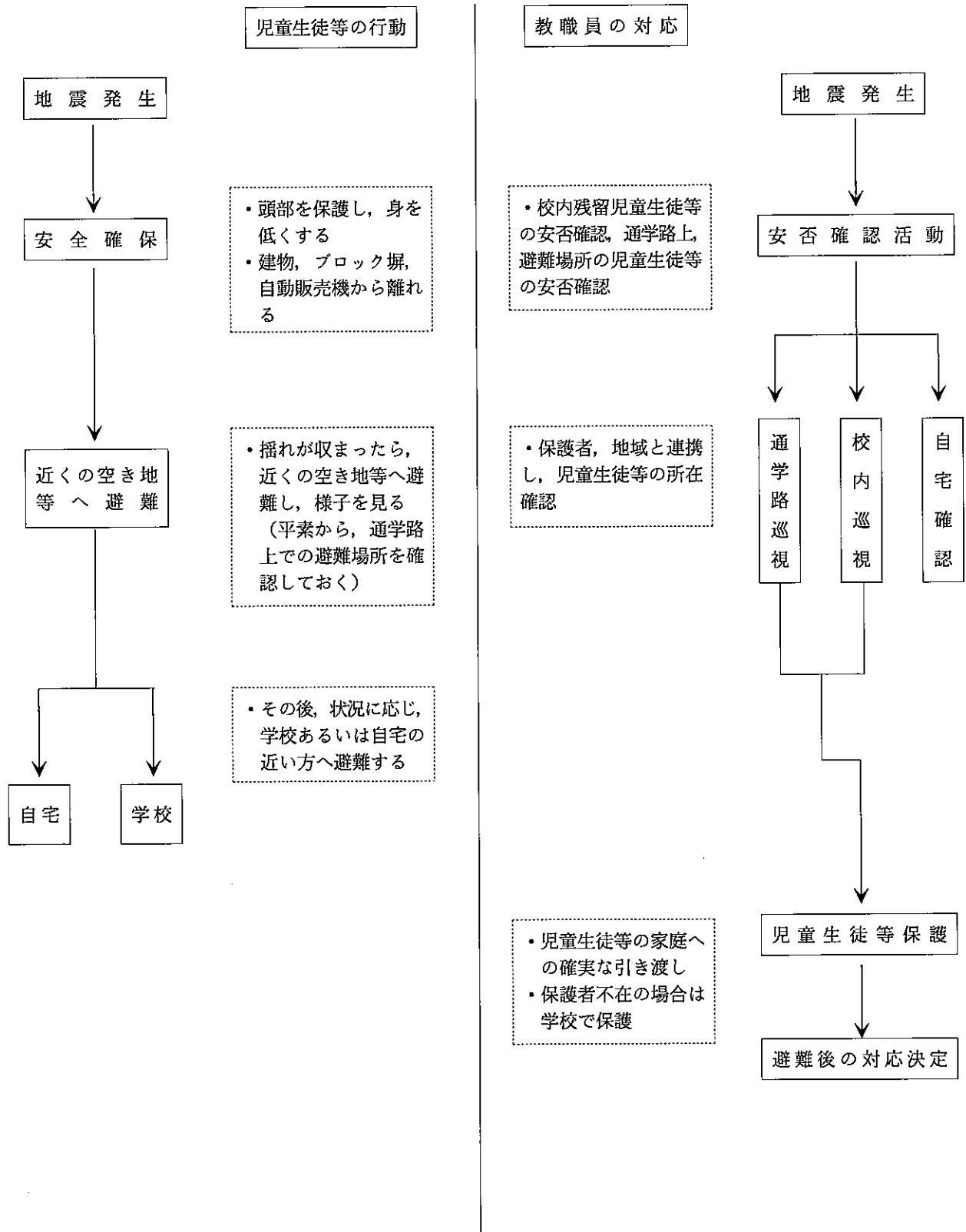
地震発生時の対応（例）

1 学校生活上の対応

(1) 学校内



(2) 登下校時



(参考 神戸市教育委員会「学校震災対応マニュアル作成指針」)

2 学校管理下で発生した場合

(1) 予想される危険と避難誘導

地震は、時と場所を選ばず起こることから、様々なケースの地震を想定した防災訓練等の実施と自分の命は自分で守ることのできる児童生徒等を育てていくことが重要である。また、教職員は、いかなる場合においても児童生徒等の安全確保のために、冷静で的確な指示や避難誘導に努めなければならない。そのためにも以下のようなケース別の予想される危険や望ましい対応等について熟知しておくことが必要である。

ア **普通教室** …… 机の下に潜り、対角の脚をつかむ！

★ 予想される危険

- (ア) 戸棚、本棚、オルガンなどが倒壊することがある。
- (イ) 机上の花瓶、棚上の水槽・テレビなどが落下することがある。
- (ウ) 蛍光灯などの吊り下げ物が落下することがある。また、はめ込み式の蛍光灯は蛍光管が割れて破片が落下することがある。
- (エ) 窓ガラス、天井板、壁などが割れたり、落ちたりすることがある。また、教室の床が崩れたり、最悪の場合は徐々に潰れることもある。
- (オ) 暖房器具の倒壊と、それによる火災発生の危険がある。
- (カ) 児童生徒等が地震に対する恐怖心から心理的動揺をきたし、自己中心的な行動をして、混乱を生じる危険性がある。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

- (ア) どんな行動をするのか、大きな声で明確に指示する。特に園児や小学校低学年児童の場合は、指示とともに心の安定を図る言葉をかけてやる。
(指示例)
 - ・「大丈夫、静かにして、落ち着け」
 - ・「外へ出るな」
 - ・「机の下に潜れ」
 - ・「防災頭巾（座布団）をかぶれ」
- (イ) 机が揺れによって移動することがあっても、机の下に潜らせる。なお、その際、机は対角の脚を保持しなければ転倒してしまうことがあるので注意する必要がある。
また、建物の揺れ具合や柱・梁のきしみの状況等から、倒壊する恐れがあると感じた時は、教師の判断で防災頭巾や座布団等で頭部を覆い、速やかに建物の外に出るようにしなければならない場合もある。

- (ウ) 窓際やガラス戸付きロッカー等に近い席の者には、ガラス飛散から頭部を保護するために机の下においても、ガラスに対し背を向けさせる。
- (エ) 教室の窓や出入口の戸を開き、出口を確保する。
- (オ) ストーブなどを使用中の場合は、児童生徒等をストーブから離れさせ、職員が消火する。
- (カ) 児童生徒等が反射的に屋外へ飛び出すことのないよう、しっかり掌握する。
- (キ) 揺れが収まった後、災害の状況を踏まえつつ、校庭等の避難場所へ誘導する。

イ **特別教室** …… まず火の始末を！

★予想される危険

- (ア) 理科室では、薬品や薬品棚が倒壊したり、実験中の薬品・アルコールランプなどの倒壊により発火・火傷することがある。
- (イ) 家庭科室では、調理実習用具棚の倒壊や調理実習中の沸騰した湯や火で火傷することがある。また、ガス漏れによる火災の発生や爆発、被服室のアイロンによる火災なども考えられる。
- (ウ) 美術室では、戸棚類や彫刻物、立て掛け物などの倒壊や壁面の額や散乱した彫刻刀などでけがをする場合がある。
- (エ) 音楽室では、ピアノの倒壊や楽器などの散乱が考えられる。
- (オ) 図書室では、書棚の倒壊や本の落下が考えられる。
- (カ) 視聴覚室では、テレビなどの倒壊やスクリーンの落下が考えられる。
- (キ) 技術室では、動力機械やのみ、かんな、のこぎりによるけがや木材の倒壊などが考えられる。
- (ク) 保健室では、薬品戸棚、立て掛け物、器物などが倒壊して、たまたまベッドで寝ていた児童生徒等がけがをする恐れがある。
- (ケ) その他農業、工業、商業、水産等の実習室における器物の倒壊や落下、使用中の用具によるけがの恐れがある。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

基本的には、普通教室の場合と同様であるが、特に次の点にも留意すること。

- (ア) 普通教室に比べ、地震の際には危険物の多い特別教室では、身を寄せる安全な場所を机の下と限定せずに、状況に応じて適切な場所の指示を与える。
- (イ) ガスコンロ、アルコールランプなどを使用中は、直ちに消火し、火災や火傷のないようにする。
- (ウ) 実験等で危険な薬品を使用している際は、化学反応からの発火による火災や火傷、さらには有毒ガスの発生等を防ぐよう留意する。
- (エ) 万が一、有毒ガス発生のおそれが生じた時は、窓等の開閉による換気口確保とともにハンカチを鼻や口にあてさせるなど、適切な措置を講じる。

(ウ) 揺れが収まった後、災害の状況を踏まえつつ、校庭等の避難場所へ誘導する。

ウ **屋 上** …… 中央部に集まり、身をかがめる！

★ 予想される危険

- (ア) 手すりなどの破損による危険が予想される。
- (イ) 他の場所より揺れが大きく感じられ、また亀裂が生じたりするので、多数の児童生徒等がいる場合、混乱をきたすことが予想される。
- (ウ) 避難する時、階段での事故が予想される。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

- (ア) 倒壊物による危険、転落する危険の少ない中央付近に身を低くして、揺れがおさまるのを待つよう指示する。
- (イ) 階段を使用して避難する時、将棋倒しなどの事故を防止するため、我がちの行動を制止する。
- (ウ) 階段使用不能時には慌てず、状況を適切に判断して、消防署等の救出を待つ。

エ **体 育 館** …… 中央部に集まり、身をかがめる！

★ 予想される危険

- (ア) 全校集会等、多数の児童生徒等がいる時は、教室とは比較にならないほどのパニック的な混乱による事故が予想される。
- (イ) 窓ガラスや天井、壁の他、照明器具、ギャラリーの手すりなどが落下したり、床が崩れたりする。
- (ウ) ステージに置かれたグランドピアノが急激に移動したり、倒壊したりする。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

- (ア) 活動中であるので、特に大きな声で指示し、徹底を図る。
- (イ) ガラスの破片などから身を守るため中央に集合させ、身の回りにあるものを頭にのせ、身を低くさせ、揺れのおさまるのを待たせる。ただし、体育館の構造によっては、中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意する。
- (ウ) 出口を確保する。
- (エ) 多数の者が避難しなければならない場合、決して群衆心理に左右されるような行動に走らないように、冷静に行動させる。

オ **校 庭** …… 建物から離れて、中央部で身をかがめる！

★ 予想される危険

- (ア) 建物付近では、窓ガラスの破片、瓦等の落下物による被害がある。

- (イ) バックネットや体育遊具施設等の倒壊による被害が予想される。
- (ロ) 立地条件によって、地割れ、液状化現象、湧き水、崖崩れ等が予想される。
- (ハ) 地区の避難場所に指定されている場合は、避難住民等による混乱も予想される。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

- (ア) 建物や体育遊具施設付近及び崖下などの危険箇所を速やかに離れて、中央部に集合するよう、特に大きな声で明確に指示をする。
- (イ) 人員の掌握に努め、教師から離れないように指示をする。
- (ロ) 校庭から第二次避難場所への避難が必要になった場合は、避難経路や場所及び避難方法について、全児童生徒等に徹底するとともに、移動の際の安全確保に十分配慮する。

カ **給食時間中** …… 火傷をしないように注意し、机の下に潜る!

★ 予想される危険

- (ア) 学校給食の時間帯における児童生徒等の行動は、食事はもちろんのこと、給食の準備・後始末のためのワゴンの運搬等多様である。また、給食の形態や方法も様々であることから混乱が予想される。
- (イ) 重い物や熱い物を運搬中、または熱い物を配膳中にけがや火傷をすることがある。また、机上の牛乳瓶の破損でのけがも考えられる。
- (ロ) 火を使用している調理室では、火災などの二次災害が予想される。

☆ 地震発生時における児童生徒等の望ましい安全行動

	当 番 の 児 童 生 徒	当 番 で ない 児 童 生 徒
教 室 食 堂	<ul style="list-style-type: none"> ○配膳している時は、食器具などを床に置き、すぐ机（テーブル）の下に潜る。 ○特に、熱いスープ等に入った食缶等の転倒による火傷には十分注意しなければならない。 以下、普通教室での対応に準じた行動とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○窓や壁際から離れ、机（テーブル）の下に潜る。その際、机上に給食が配膳されている場合は火傷をしないように十分注意する。 以下、普通教室での対応に準じた行動とする。
廊 下 階 段	<ul style="list-style-type: none"> ○ワゴンや食缶等の運搬中は、その場に置き、直ちに近くの教室へ避難するか、窓からできるだけ離れ頭部を保護して揺れが収まるのを待つ。 なお、その際には、食缶等の転倒による火傷には十分注意する。 ○調理室前にいた場合は、学校栄養職員や調理従事員などの指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○近くの教室に避難するなど、廊下・階段での対応に準じた行動とする。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

- (ア) 教室での教師は、自分のクラスの児童生徒等に止まらず、廊下や近くの階段にいる児童生徒等への指示やワゴンの運搬等に当たっている児童生徒等の安全確保に努める。
- (イ) 避難誘導に関して、教師と学校栄養職員や調理従事員など関係職員相互の共通理解を図っておく。

キ **休憩時間中** …… 慌てず、騒がず、その場に応じた避難行動をとる！

★ 予想される危険

校舎内外において、児童生徒等が自由に活動している時間帯である。児童生徒等の悲鳴や泣き声などにより混乱した状態が生じやすく、「逃げればよい」という心理が働き、教室の出入り口、階段等に殺到し、いわゆるパニック状態になりやすく、二次的災害を引き起こす原因となることが予想される。

☆ 地震発生時における児童生徒等の望ましい安全行動

校舎内	教室	<ul style="list-style-type: none"> ○教師がいる場合は、その指示に従う。 ○教師がいない場合は、窓や壁際から離れ机の下に潜り、ガラスに対して背を向け揺れが収まるのを待つ。
	廊下	<ul style="list-style-type: none"> ○近くの教室へ避難し、その場の教師の指示や放送の指示に従う。 ○窓からできるだけ離れ、頭部を保護してしゃがみ、揺れが収まるのを待つ。 ○階段をかけおろしたり、廊下を走ったりすることは絶対にしない。
	体育館	<ul style="list-style-type: none"> ○中央部に集まってしゃがみ、揺れが収まるのを待つ。 ○慌てて外に飛び出したりしない。
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> ○勝手に階段をおろしたりしない。
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○ドアを開け、揺れが収まるのを待つ。また、放送があればその指示に従う。
校舎外	グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ○建物や体育遊具施設及び崖下などから速やかに離れ、グラウンド中央部にしゃがみ、揺れが収まるのを待つ。 ○決して走り回らない。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

- (ア) できるだけ早く分担された教室等へ直行し、児童生徒等を掌握した上で、避難誘導に当たる。
なお、特殊学級の場合には、児童生徒数に応じて複数の職員を配することが望ましい。
- (イ) 担当区域での児童生徒等の掌握に当たっては、まず負傷者の有無を確認し、状況によっては応急処置を施す。
- (ウ) 放送機器が使用できない場合は、ハンドマイクやメガホン等で避難場所や避難方法を的確に指

示する。

- (エ) 保健室にいる児童生徒等の掌握には、養護教諭のみの対応では無理な場合もあるので十分配慮する必要がある。
- (オ) 校庭等の第一次避難場所へ避難させる時には、学校防災計画の役割に従い、逃げ遅れた児童生徒等がいないか、トイレ等校内をもれなく検索する。
- (カ) 平素から、休憩時間中であっても校内放送や緊急時の合図等を落ち着いて正確に聞き取る態度を養っておく。

ク **部活動中** …… 慌てず、騒がず、その場に応じた避難行動をとる！

★ 予想される危険

部活動等の自発的活動においては、休憩時間中の場合と同様に児童生徒等が校舎の内外各所に散在している。また、異学年の児童生徒等が活動しているため、指示や人員の把握がしにくく、授業中に比べ混乱が予想される。

また、活動中は用具等を使用していることから、避難の際には障害となることが予想される。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

- (ア) 教室、体育館、校庭等のその場に応じた避難行動をとらせる。
- (イ) 避難誘導等は、近くで指導している顧問と相互に連携を図り、避難誘導など対処する。
- (ウ) 異学年の児童生徒等が集団で活動していることから、部員名簿や出欠表等を活用し、避難後の人員点呼等を確実にを行う。

ケ **校外における学校行事** …… 乗り物での避難時は、乗務員の指示に従う！

★ 予想される危険

遠足や修学旅行等の場合は、教師と児童生徒等が離れている場合が多く、とっさの指示が伝わりにくい状況が考えられる。また、児童生徒等は解放的な気分になりやすいことから、指示の徹底は一層図りにくい。このようなことから、場合によっては、児童生徒等の自分勝手な言動から、結果として重大な二次的災害を招くことが予想される。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

緊急事態にあっては、児童生徒等の唯一の情報源であり、行動の範となるのは教師である。したがって、教師自身が冷静さを失い、状況の判断を誤るようなことがあれば、重大な結果を招きかねない。そのためにも、教師自身が平素から安全に関する十分な配慮と自覚が求められる。

- (ア) 地震の規模によって異なるが、地割れ、電車・バスの転覆などの大事が予想される場合には、地形や周囲の様子から状況を判断して第一次の指示を出すとともに、第一波の揺れが収まったところで、速やかに安全な場所へ避難させる。

なお、交通機関を利用している場合には、運転手・車掌などの乗務員の指示をよく聞かせ、協力して避難・誘導に当たる。特に非常ドアの場所は、事前によく知らせておくとともに、できればその近くの座席には職員を配置することが望ましい。また、乗り物から誘導する際には、周囲の安全（特に交通事故等）に十分配慮する必要がある。

- (イ) 周囲に建物、電柱、ブロック塀、看板等がある場合には、直ちにその場所を離れ、広く安全な場所へ移るよう指示する。なお、自動販売機なども転倒しやすく危険なため、避ける必要がある。
- (ウ) 海岸や河川の近くにいる場合には津波や堤防の決壊が、また山間部では崖崩れ等が予想される。いずれの場合にも、初期の揺れが収まるのを待って、速やかに安全な場所へ避難させる。
- (エ) 園児や低学年児童等においては、不安や恐怖から自分勝手な行動をしたり、逆に過度の緊張から動けず、避難ができなくなる場合もある。したがって、教師の指示には安心感を与えるような言動も必要である。
- (オ) 修学旅行、林間学校、臨海学校等の長期にわたる活動の場合には、第一日目に必ず避難訓練や非常口及び避難経路の確認等を行い、児童生徒等に周知させておく。
- (カ) テレビ、ラジオ、電話等あらゆる情報源を利用して正確な情報の収集に努めるとともに、学校・家庭はもとより、必要な関係機関への連絡も遅滞なく行う。

☆ 事前調査の実施

遠足、修学旅行、野外活動等を実施する場合、計画書を作成することは当然であるが、事前の調査により、コース中の危険箇所の有無や緊急時の情報収集方法、コース変更の場合の予備案、けがや病気発生時の対応、連絡網の確認など、細心の注意を払い実施計画を立てることが必要である。

☆ 安全のための携行品の確認

万が一の有事に備え、ハンドマイクやホイッスル、トランシーバー、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品の他、携帯電話等も用意できるとよい。

コ **登下校中** …… 建物や塀、自動販売機等から素早く離れ、カバン等で頭を保護する！

★ 予想される危険

- (ア) 建物、ブロック塀、自動販売機等の倒壊や屋根瓦、ビルの外壁、ガラス、看板等の落下が考えられる。
- (イ) 橋梁（歩道橋を含む）や高架式の道路が破損したり、倒壊したりすることがある。
- (ウ) 電柱が倒れたり、電線の切断などによる感電等の事故が予想される。
- (エ) ガソリンスタンド、都市ガス・プロパンガス、薬品等の危険物の爆発や火災、有毒ガスによる被害の発生が予想される。
- (オ) 道路では、地割れ、落下物や倒壊物による障害の他、避難する車両や民衆による交通渋滞、信号機の故障等による混乱が予想される。

- (カ) 交通機関においても、電車等の脱線や転覆が考えられる。
- (キ) 河川沿いの地域では、堤防の決壊による洪水の危険がある。
- (ク) 海岸部においては、津波の危険がある。
- (ケ) 埋め立て地などでは湧き水、液状化現象による被害が予想される。
- (コ) 流言飛語等に惑わされて、危険な行動に走る恐れがある。

☆ 地震発生時における児童生徒等の望ましい安全行動

- (ア) 鞆やコートなどを頭にのせ、ガラス等の落下物から身を守る。
- (イ) 古い建物、建築中の建物、保守管理の十分でない建物など危険と思われる建物には近付かない。
- (ロ) ブロック塀や石塀には近付かない。
- (ハ) ガソリンスタンドやガスタンクからは、できるだけ遠くへ離れる。
- (ニ) ガス漏れ等の異臭を感じた時は、ハンカチ等で口を覆うとともに、素早くその場を離れる。
- (ホ) 路地等の狭い道路は、できるだけ避けて通る。
- (ヘ) 崖下、河岸からできるだけ早く遠ざかる。
- (セ) 海岸では津波、山間部においては崖崩れ等に注意する。
- (ゼ) 歩道橋や橋の上などは危険なので、速やかに避難する。
- (エ) 電車・バスなどに乗車中は、車掌、運転手、駅員などの指示に従う。ただし、スクールバス乗車中は、教職員や運転手等の指示に従って行動する。
- (オ) 倒れた電柱、垂れ下がった電線に近付かない。
- (カ) 登下校中の発災時は、第一次避難行動の後、学校か自宅のいずれか近い方へ避難する。(ただし、留守家庭や被災状況により一様ではない。)
- (ク) 登下校中の避難時において、上級生は下級生の援助にも配慮した行動を心掛ける。

☆ 地震発生時における教師の望ましい指示・措置

登下校中に地震が発生した場合の学校の措置等については、平素から児童生徒等への徹底はもちろんであるが、各家庭へも周知させておく必要がある。

- (ア) 学校防災計画に従い、在校生の避難誘導及び安全確保、学区内の巡視による児童生徒等の保護及び誘導、安否の確認等に努める。
- (イ) 学校で保護した児童生徒等については、防災計画に従い保護者への引き渡しを行う。なお、引き渡しが完了するまでは、学校において児童生徒等を保護する。
- (ロ) スクールバスへ同乗している職員は、安全なところにバスを止め、児童生徒等の安全を確保する。その後、可能な限り、あらかじめ連携協力をお願いしている近隣の学校などの公共機関にスクールバスを移動し、児童生徒等の保護を行う。また、校長等はあらかじめ決めておいた救援体制に従って、教員をスクールバス運行路線に沿って駆け付けさせ、児童生徒等の安全確保、掌握等に努めさせる。その際は、可能な限りバス停付近の住民等に協力を呼びかける。

(2) 初期消火・搬出活動

地震が起きたら、まず火の始末をすることが大切である。ただし、火災が発生した場合は、迅速な消火のための具体的な対応が最も大切な行動になる。

通常の建物火災であれば、火災の初期の段階において消すことが可能である。

したがって、「初期消火」では、いち早い対応が決め手となるので、消火の対象物をよく見極め、消火方法、役割、手順、消火技能等を事前に正しく理解し、誰もが適切に対処できるようにしておくことが大切である。

また、搬出活動においては、児童生徒等全員の安全な避難の後、速やかに教職員により指定された重要書類の保管並びに搬出活動を安全を確認しながら能率的に進められるよう、日頃からの共通理解が必要である。

ア 初期消火活動

初期消火活動では、炎や煙に惑わされて消火のタイミングを失うことなく、正確な消火を心掛けることが大切である。

1 消火器を用いる場合の留意点

- (1) 消火器の設置場所を確認しておく。
- (2) 多くの消火器を集める。
- (3) 消火器の使用法を理解し、体得しておく。
 - ・消火器を運ぶ。
 - ・安全ピンを引き抜く。
 - ・ホースの先を持って火元に向ける。
 - ・レバーを強く握る。
 - ・消火薬は、まず火の手前からかけ、徐々に全体を包み込むようにかける。
(燃えているものに直接放射する。)

2 消火器がない場合の留意点

- (1) 身近にある花瓶の水などをかける。
- (2) 毛布などをかけ、酸素を遮断し、その後に水をかける。
- (3) バケツリレーで水をかける。
- (4) 油等に引火した時は、いきなり水をかけず、シーツやカーテンなど大きな布を濡らして、燃焼している容器等にかぶせる。

イ 搬出活動

発災時には、児童生徒等及び全職員の安全確保を第一義に考えながら、必要な書類等の搬出に努める。なお、搬出については、平素から非常持出品、搬出者、搬出先等について定め、共通理解を図っておくとともに、搬出方法についても訓練しておくことが大切である。

1 非常持出品

- ・児童生徒指導要録（学籍に関する記録，学習に関する記録） ・卒業生名簿 ・修了生名簿
- ・職員履歴書 ・学校要覧 ・旧職員履歴書 ・事務引継書 ・辞令写控簿 ・児童生徒健康診断票 ・児童生徒転入転出関係簿 ・職員健康診断票 ・幼稚園，小学校指導要録の抄本
- ・入学届 ・叙位叙勲関係綴 ・校地，校舎等の図面等

（学校教育法施行規則第15条や市町村小中学校管理規則等に規定された表簿等を基に整理・管理保存）

2 搬出の際の留意点

- (1) 搬出すべき書類を迅速に搬出する。
- (2) 一人での搬出は危険であり，複数の職員が類別された非常持ち出し書類を火災の状況，搬出の手順を十分考慮して行う。
- (3) 搬出後も管理に十分留意し，紛失等の事故防止に努める。

(3) 救護体制

大地震の発生により，建造物の倒壊，ガラスの飛散，その他落下物等による負傷者の発生が予想される。そこで，各学校等においては，発災時には安全な避難誘導とともに負傷した児童生徒等や職員等への適切な対応処置，応急手当などの救護活動が求められる。そのため，学校防災計画に従い，学校長の指導の下に，養護教諭を中心とした救護係で活動に当たることとなる。

ア 救護体制づくり

各学校等においては，学校長を中心として発災時における救護体制を全職員の共通理解をもとに確立しておく必要がある。

- (ア) 救護係の任務，役割，救護の手順等を明らかにし，負傷者搬出用担架，救急薬品等を準備しておく。
- (イ) 救護及び応急手当ができるよう，避難場所に救護所を設置する。
- (ウ) 市町村災害対策本部，教育委員会，医療機関，消防署等関係諸機関との連絡，連携が密にできるようにしておくとともに，救護・応急手当等について専門的立場から適宜指導を受け，常時点検・確認を行う。
- (エ) 緊急災害発生時における通報，誘導，救護等の一連の対応について，確認し訓練しておく。

イ 救護活動の留意点

- (ア) 病人，負傷者の有無を素早く把握できるよう，本部や検索救助係等との連携が図れるようにする。
- (イ) 災害に伴う負傷者の応急手当や保護を養護教諭を中心に適切に行うとともに，医療機関による診察，治療を要する負傷者の判断を的確に行う。（応急手当については，資料編 P66～70を参照）
- (ウ) 常時，児童生徒等の健康観察を的確に行うことはもちろんであるが，特に疾病等を有する児童

生徒の災害時の保護には十分に注意を払う必要がある。

(4) 大地震発生後の安全点検

地震の沈静化の後、校舎等の被害状況を確認するため、安全点検を実施する必要がある。そして、この点検により、安全が確認された上で、校庭等の避難場所から校舎内に入ることとなる。ただし、亀裂が生じたり、倒壊等の恐れがある場所は立ち入り禁止の処置を講じるとともに、全職員はもとより全児童生徒等へも周知徹底を図る。

また、専門家（震災建築物応急危険度判定士等）の判定を仰がなければならないような場合には立ち入り禁止の処置が適切と思われる。

この発生後の安全点検により、避難場所に指定されている学校においては、施設の開放場所が用意できる。

(5) 保護者及び関係機関への通報・連絡

ア 被災状況等の把握

災害発生後、学校は児童生徒等の生命と安全確保のため、児童生徒等の被災状況や災害規模等下記事項の把握に努める。

- (ア) 人員確認による把握
- (イ) 負傷者の有無
- (ウ) 施設・設備の被災状況
- (エ) 学区内の被災状況（崖崩れ、家屋の倒壊、火災等）

イ 保護者及び関係機関への通報・連絡

児童生徒等を保護者に引き渡す必要が生じた際には、連絡網により保護者へ速やかに連絡し、また関係機関への通報・連絡に当たっては、緊急を要する被災状況の把握を最優先に行い、速やかに市町村災害対策本部、教育委員会、警察署、消防署、保健所等に状況を報告するとともに必要な指示を受ける。なお、通報・連絡の内容としては、次のような事項が考えられる。

- (ア) 児童生徒等の引き渡し実施について
- (イ) 児童生徒等が負傷した場合等、緊急連絡事項
- (ウ) 児童生徒等や教職員の負傷の有無及び校舎等学校の被災状況
- (エ) 救助支援の要請
- (オ) 地域住民が学校へ避難してきた場合（避難所の開設について）※資料編 P65を参照
- (カ) 通学路の安全確保及び第二次避難場所へ避難する際の安全確保

ウ 通報・連絡に関する留意点

災害時には、情報連絡が的確かつ円滑になされることが最も重要であることから、平素から職員間、学校と保護者、教育委員会や市町村等の関係機関との連絡体制を整備しておくことが大切であ

る。

特に、市町村災害対策本部には防災行政無線が備わっており、被害状況等を速やかに県の災害対策本部に連絡するような体制がとられている。なお、被災状況等の報告内容については、資料編P65を参照。

エ 機関等別の通報・連絡内容

機 関 名	通 報 ・ 連 絡 内 容	方 法
市 町 村 災害対策本部	児童生徒等の避難状況，児童生徒等・職員の被災状況，学校の被災状況等	電 話 ファックス
県・市町村 教育委員会 地方出張所	同 上	防 災 無 線 防災同報無線
警 察 署	通学路の安全確保要請，盗難に対する警戒警備等	パソコン通信
消 防 署	救急救命の要請，消火要請，火災の発生状況等	伝 令（徒歩， 自 転 車 等）
保 健 所	衛生状況の報告・衛生管理の要請	
P T A （保護者）	協力要請，児童生徒等の引き渡し，残留児童生徒等の保護，通学路の安全確保，緊急連絡事項等	
医 療 機 関	受入れ要請，治療状況の確認等	

※ 情報収拾に当たっては、携帯ラジオが効果的であり、屋外での通信手段としては、携帯電話も効果的なものの一つである。

(6) 児童生徒等の保護者への引き渡し

引き渡しの方法等については、P19～22を参照するとともに、次の点に留意する。

- ア 平素から震度の大きさにより「引き渡し」実施の基準を定め、保護者との体制を確立しておく。
- イ 保護者がすぐに来校できない児童生徒等については、「引き渡し」が完了するまで学校で保護する。
- ウ 学校が避難所となった場合にも「引き渡し」を行う必要がある。

3 在宅時に発生した場合

(1) 職員の参集

突発的な大地震が勤務時間外に発生した場合、学校の被災状況の把握をはじめ、児童生徒等の安否の確認、避難所としての開放準備等のため、学校職員は学校へ参集しなければならない。「千葉県地域防災計画」(平成7年度修正版)によれば、県内において震度6強以上を記録した際には、県のすべての機関の職員が参集する体制をとっている。したがって、各学校においても、これらを参考に学校の実態に応じた職員の参集計画を立て、平素から職員の理解と徹底を図っておく必要がある。

ただし、職員も被災者となる場合や、出勤の際に道路の途絶等により容易に参集できないような状況も考えられる。したがって、平素から通勤距離等を勘案して「災害対策要員」を定めておき、突発的な災害時においても対応できるような職員の参集体制を確立しておくことが大切である。

(2) 被災状況の把握

職員は、学校へ到着次第、学校内災害対策本部(本部長は学校長)を開設し、本部長の指示に従い対応に当たる。なお、本部長が事情により連絡がつかない場合は、副本部長(教頭)の指示に従う。主な対応としては、次のようなことが考えられる。

- ア 学校の被災状況の把握(施設・設備の安全点検) 市町村災害対策本部(県立学校も)
への報告等
 - イ 児童生徒等とその家族の安否等の確認
 - ウ 職員の被災状況の把握
 - エ 避難所に指定されている場合には、計画と被災状況に応じて施設開放の準備
 - オ 必要な場合には、必要書類等の搬出活動
- 県・市町村教育委員会

4 学校が避難所となった場合

学校は教育施設であるが、災害が発生した場合、学校が避難所として重要な役割を果たすことが予想される。本来、災害時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことにあると考えられ、避難所の運営については、市町村の災害対策担当部局が責任を有するものである。

しかしながら、発災後に学校が避難所となった際、災害対策担当部局の運営体制が整うまでは、当然のことながら、教職員の初期対応が不可欠となる。このようなことから、各学校においては、下記の事項に配慮し、学校の防災計画の中に「避難所となった際の運営方策等」を盛り込んでおく必要がある。

(1) 施設開放について

発災後に、学校を避難所として多くの地域住民が避難してきた際に、混乱を避けるためにも、平素から、避難所となった際の施設開放の優先順位等を定めておく必要がある。

なお、優先順位については、教育活動再開に向けてできるだけ支障を来すことがないような配慮をし、例えば、運動場、体育館、特別教室、普通教室というような順位が考えられる。

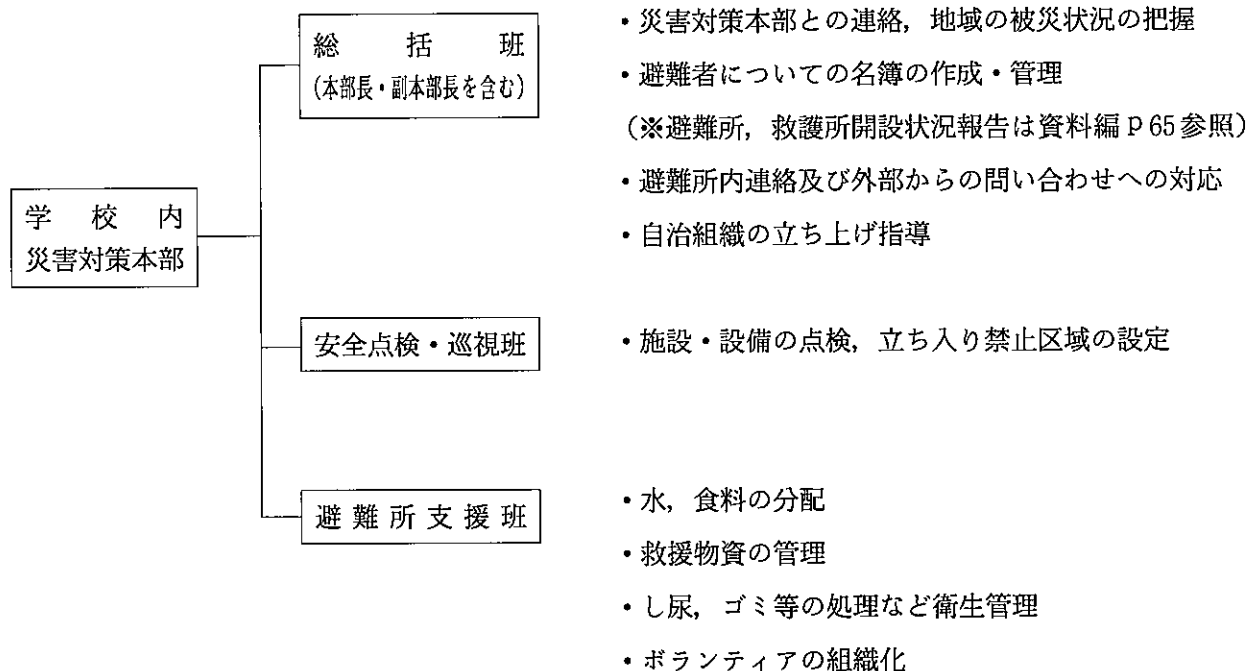
特に、校長室、職員室、保健室、事務室、用務員室等は、教育活動再開のためには不可欠なため確保しておかなければならず、また特別教室においても理科室や技術科室のような薬品や機材等の設置してある場所の開放は、極力避けることが望ましい。施設開放については、以上のような点に配慮する必要があるが、開放に当たっては、必ず事前の安全点検を実施し、安全を確認した後に開放する。

(2) 教職員の役割等について

ア 避難所の運営について

運営体制を定める場合には、市町村の災害対策担当職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した体制を作っておくとともに、具体的な対応方策についても定めておく必要がある。

<運営組織の例>



※ 組織の編成は、職員の数、避難者の数、業務の繁忙等に応じて、適宜柔軟な組み替えが必要である。

Ⅱ 学校再開に向けて

1 学校の教育活動再開に向けて

学校は、地域住民の一時的な避難所としての役割を担っているが、本来、学校は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければならない。したがって、学校の教育活動の早期再開のため、阪神・淡路大震災における各学校の対応を教訓として、日頃から発災後の状況を想定した対策を立てることが必要である。また、発災後は、速やかに下記の項目について対策を講じなければならない。

(1) 児童生徒等の被災状況の把握

- ア 児童生徒等及びその家族や家屋の被災状況を把握する。
- イ 児童生徒等の避難先を把握し、一覧表を作成する。
- ウ 緊急時の転出入の手続きについては、国及び県から出される通知に従う。
- エ 他県等に避難・転出する場合は、学校へ連絡するように、事前に指導しておく。

(2) 教職員の被災状況の把握

- ・ 教職員及びその家族や家屋の被災状況を把握する。

(3) 施設・設備等の点検・確保

- ア 発災後の安全点検により、使用可能（不可能）な施設を明確にし、疑義のある施設については、専門家に安全点検を依頼する。
- イ 避難場所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合には、当該教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図る。
- ウ ライフライン（水道、便所等）の復旧状況を把握し、早期に教育活動が再開ができるよう関係機関に協力を依頼する。

(4) 教育活動再開の決定・連絡

- ア 校長は、通学路、施設、児童生徒等の状況を総合的に判断し、当該教育委員会と緊密な連携のもとに教育活動再開の時期を決定する。なお、被災状況により、当面は応急教育計画による教育活動による場合も考えられるが、その際には、災害の推移を常に把握し、当該教育委員会との連携により、平常授業の再開に向けて努力する。
- イ 児童生徒等及び保護者への連絡は、同報無線や連絡網等を通じて行う。

(5) 減失・毀損した教科書等の確保

学校は、被災による児童生徒等の教科書及び教材等の被害状況を調査し、教育委員会と連携を図り、その給与業務に協力する。

○ 災害救助法による学用品の給与（以下、千葉県地域防災計画（平成7年度修正版）より）

ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- (イ) 小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に限る。
- (ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

教科書は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書とし、教材は教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

ウ 学用品給与の費用限度

小学生 1人当たり 4,000円以内

中学生 1人当たり 4,200円以内

エ 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

2 心のケアについて（静岡県教育委員会の「学校の地震防災対策マニュアル」より）

児童生徒等は、災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状があらわれてくる。このような児童生徒等の心の健康の保持あるいは回復に努めるための対応が必要となってくる。

(1) PTSD とは

心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）のことで、抑うつ状態、強度の不安や興奮、喪失状態など、大災害等、通常経験することのない耐え難いできごとに直面した後に見られる精神症状をいう。

(2) PTSDの特徴(例)

- 災害の光景が忘れられない。
- 何事に対しても無関心でしようとする。
- 過度の生理的な緊張の持続が見られる。

(3) PTSDの対処法

学校を児童生徒等が友達や教師と触れ合える場として機能させることが心の傷を癒す意味で重要である。

- PTSDについて、教職員の研修を深めるとともに、児童生徒等に PTSD についての正しい知識を持たせる。
- 家庭訪問などを通して児童生徒等と接する機会を増やす。
- 養護教諭を中心に、健康相談を実施する。
- 児童生徒等に話を聞く時は、共感的態度で辛抱強く聞くようにする。
- いたずらに、児童生徒等に絵や作文を書かせることは慎む。
- 専門的な精神的ケアを必要とする場合は、専門家に相談する。

